

長野県県民文化会館利用料一覧表

2019年10月1日から適用

区 分			利 用 料						
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
			9:00 ～ 12:30	13:00 ～ 17:00	17:30 ～ 21:30	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:30	9:00 ～ 21:30	
大 ホ ー ル  1,971	入場料無料	平日	46,200	78,500	92,400	124,700	170,900	195,400	
		土日・休日	60,100	98,200	110,900	158,300	209,100	242,300	
	1,000円以下	平日	60,100	102,100	120,100	162,200	222,200	254,100	
		土日・休日	78,100	127,600	144,100	205,700	271,700	314,800	
	1,000円を超 3,000円以下	平日	73,900	125,700	147,800	199,600	273,500	312,700	
		土日・休日	96,100	157,100	177,400	253,200	334,500	387,500	
	3,000円を超 5,000円以下	平日	87,800	149,200	175,600	237,000	324,800	371,300	
		土日・休日	114,100	186,500	210,700	300,600	397,200	460,200	
	5,000円超	平日	106,300	180,600	212,500	286,900	393,100	449,500	
		土日・休日	138,100	225,800	255,000	363,900	480,800	557,000	
	入場料無料で 営業	平日	73,920	125,600	147,840	199,520	273,440	312,640	
		土日・休日	96,160	157,120	177,440	253,280	334,560	387,680	
	中 ホ ー ル  984	入場料無料	平日	25,500	43,400	51,000	68,900	94,400	107,900
			土日・休日	33,200	54,200	61,200	87,400	115,400	133,700
1,000円以下		平日	33,200	56,400	66,300	89,600	122,700	140,300	
		土日・休日	43,100	70,400	79,600	113,500	150,000	173,800	
1,000円を超 3,000円以下		平日	40,800	69,400	81,600	110,200	151,000	172,600	
		土日・休日	53,000	86,700	97,900	139,700	184,600	213,800	
3,000円を超 5,000円以下		平日	48,500	82,400	96,900	130,900	179,300	205,000	
		土日・休日	63,000	103,000	116,300	166,000	219,300	254,100	
5,000円超		平日	58,700	99,700	117,300	158,400	217,000	248,100	
		土日・休日	76,200	124,600	140,800	200,800	265,400	307,400	
入場料無料で 営業		平日	40,800	69,440	81,600	110,240	151,040	172,640	
		土日・休日	53,120	86,720	97,920	139,840	184,640	213,920	
小 ホ ー ル  300		入場料無料	平日	6,400	10,900	12,800	17,300	23,700	27,100
			土日・休日	8,300	13,600	15,400	21,900	29,000	33,600
	1,000円以下	平日	8,300	14,100	16,600	22,400	30,700	35,100	
		土日・休日	10,800	17,700	20,000	28,500	37,700	43,700	
	1,000円を超 3,000円以下	平日	10,200	17,400	20,500	27,600	37,900	43,300	
		土日・休日	13,300	21,800	24,600	35,100	46,400	53,700	
	3,000円を超 5,000円以下	平日	12,200	20,700	24,300	32,900	45,000	51,500	
		土日・休日	15,800	25,800	29,200	41,600	55,000	63,700	
	5,000円超	平日	14,700	25,000	29,400	39,700	54,400	62,200	
		土日・休日	19,100	31,300	35,300	50,400	66,600	77,100	
	入場料無料で 営業	平日	10,240	17,440	20,480	27,680	37,920	43,360	
		土日・休日	13,280	21,760	24,640	35,040	46,400	53,760	
	〔大ホール〕 楽屋1号、2号、3号 〔中ホール〕 楽屋9号、10号、11号			1室について 1,400	1室について 2,400	1室について 2,800	1室について 3,800	1室について 5,200	1室について 5,900
	〔大ホール〕 楽屋4号、5号 〔中ホール〕 楽屋13号			1,000	1,700	2,000	2,700	3,700	4,200
〔大ホール〕 楽屋6号、7号 〔中ホール〕 楽屋14号			1,200	2,000	2,400	3,200	4,400	5,100	
〔大ホール〕 楽屋8号			1,600	2,700	3,200	4,300	5,900	6,800	
〔中ホール〕 楽屋12号			800	1,400	1,600	2,200	3,000	3,400	
リハーサル室			5,300	9,000	10,600	14,300	19,600	22,400	
展 示 室	入場料を徴収しないで 利用する場合		午前9時から午後6時まで					14,700円	
	1,000円以下の入場料 を徴収し利用する場合		"					19,100円	
	1,000円を超える入場料 を徴収し利用する場合		"					23,500円	
	入場料無料で営業の場合		"					23,520円	
第1会議室			1,900	3,200	3,800	5,100	7,000	8,000	
第2会議室			4,400	7,500	8,800	11,900	16,300	18,600	
第3会議室及び第4会議室			1室について 2,400	"	"	"	"	"	

(備考)

- 1 「平日」とは、月曜日から金曜日まで(2に規定する休日を除く。)をいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 3 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 4 入場料の額に2以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料として、この表を適用する。
- 5 ホール又は展示室を入場料を徴収しないで営業のために利用する場合は、この表の入場料を徴収しないで利用する場合の区分に従い、当該区分に定める額の100分の160に相当する額とする。
- 6 ホール又は展示室を専ら練習又は準備のために利用する場合は、この表の区分に従い、当該区分に定める額(5に該当する場合にあっては、5において算出された額)の100分の70に相当する額とする。
- 7 許可された利用時間を超過して利用する場合は、超過時間1時間につき、知事が別に定める額の100分の120に相当する額とする。
- 8 6及び7において算出された額に100円未満の端数があるときは、切り捨てる。